

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

交付又は支出先法人名称	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分
(公財)日本医療機能評価機構	産科医療補償制度掛金	15,060,000	—	平成25年4月30日 平成25年5月31日 平成25年6月30日 平成25年7月31日 平成25年8月31日 平成25年9月30日 平成25年10月31日 平成25年11月30日 平成25年12月31日 平成26年1月31日 平成26年2月28日 平成26年3月31日		公財	国所管
(公社)千葉県医師会	会費(法人会費、25年度年会費)国府台病院	260,000	260,000	平成25年5月24日	千葉県医師会は千葉県内の病院、医院、医師が所属する団体である。国府台病院は千葉県に所在する病院であることから、千葉県医師会に所属し、地域の病院・医院との連携、情報の共有を行う上でも必要不可欠である。	公社	都道府県等
(公財)日本骨髄バンク	組織適合性試験費用及びドナー検査費用として	450,000		平成26年2月20日		公財	国所管

## 【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。